

第1節 雪害対策

産業建設部 関係各部

1 予防計画

豪雪等に伴う都市機能の麻痺及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害防止及びその被害を軽減するため、雪害に強いまちづくりを推進する。

(1) 道路施設等の整備

雪害予防のための道路施設の整備及び道路除雪のための除雪機械の整備に努める。

A 凍雪害防止事業

凍上又は融雪により路盤が破壊されるおそれがある主要道路について、路盤の早期改良に努める。

B 防雪事業

積雪地域内における道路について、雪崩の発生により危険を生じ、若しくは自動車交通が不能となる箇所又は地形若しくは風向き上、防雪効果の著しい箇所について、防雪柵、スノーシェッド、雪崩防止柵等の設置に努める。

C 除雪機械の整備

道路除雪に必要な除雪機械の整備に努める。

(2) 雪崩防止施設等の整備

雪崩危険箇所（資料10-13 雪崩危険箇所（国土交通省）、10-14 雪崩危険箇所（林野））等で、雪崩の発生するおそれのある地域での人家、公共施設等の保全を図るため、雪崩防止対策として必要な施設の整備を図り、雪崩等の災害防止に努める。

(3) 雪に強い都市機能の整備

都市基盤の整備にあたっては、堆雪帯の確保や消雪歩道など、特に冬期間の交通環境の改善に配慮した整備を推進する。

(4) 学校施設の整備

豪雪山間地帯における校舎等の保全を図り、危険校舎の改築、屋内運動場等の整備を図る。

(5) 道路除雪体制の整備

積雪時の道路交通の確保を図るため、道路除雪計画に基づき、市及び市内業者の除雪機械、要員の確保等除雪体制の整備に努める。

(6) 地域ぐるみ除排雪体制の推進

降積雪時においては、市民一人ひとりが力を出し合い、市と一体となって除排雪活動を行うことが必要であり、地域ぐるみの除排雪活動が円滑に実施されるよう日頃から自主的なコミュニティ活動の育成に努める。また、一人暮らし高齢者等の要配慮者に対する屋根雪おろしなどの支援体制づくりに努める。併せて、市民に対して除雪作業の際の安全確保について注意喚起する。

2 応急対策計画

豪雪等に伴う交通の途絶、集落の孤立、雪崩災害等の被害軽減を図るため、関係機関は相互に連携を図り、市民と一体となった対策が必要である。このため、雪害発生時において、市及び関係機関は必要な対策を実施する。なお、本節に記述のない事項は、第2編第2章「災害応急対策計画」に準じて行う。

(1) 雪害対策本部の設置

市長は、雪による被害状況の的確な把握及び雪害対策を総合的に推進し、市民生活の安定を図るため、次の基準により雪害対策本部を設置する。組織、事務分掌は、災害対策本部の例による。本部長、副本部長、本部員をもって本部会議を構成し、被害状況の把握、雪害対策及びその推進について調整する。

組織	設置基準
雪害対策本部	(1) 市内各地で雪害の発生が予想され、その対策を要するとき。 (2) 市内の一部の地域に雪害が発生し、その規模及び範囲から見て雪害対策本部を設置し、その対策を要するとき。

なお、広範囲又は甚大な被害が発生し、災害対策本部が設置された場合には、雪害対策本部は災害対策本部に包括される。

また、雪害対策本部の設置に至らない場合でも、雪害の発生が予想され、又はその対策を要するときは、必要に応じ対策会議（統括課：建設課）を開催し、対応策を検討する。

(2) 情報収集・連絡体制の強化

降雪、積雪により市民生活に大きな影響を及ぼすおそれがあるときは、関係各部は気象に関する予警報や積雪情報を参考に、情報収集、連絡体制を強化する。

(3) 道路交通の確保

積雪時においては、市民生活、産業経済活動等のため、道路交通の確保が特に重要であり、「道路除雪計画」に基づき、適切かつ迅速な措置を行う。なお、除雪にあたっては、緊急確保路線の交通確保を最優先に、次の事項の措置を講じる。

- ア 主要幹線や重要交差点など、除排雪作業の一層の強化を図る。
- イ 除雪委託業者の除雪機械やオペレーター等の追加動員の確保を行い、速やかな除雪対応に努める。
- ウ 道路パトロールを強化するなど、情報収集や関係機関との連絡体制の一層の強化を図り、必要に応じてこれらの情報を市民や通行車両に提供する。
- エ 道路除雪担当外の部等に応援を求めるなど要員配備の調整により、道路除雪体制を強化する。

3 復旧対策計画

第2編第3章「災害復旧対策計画」参照

第2節 林野火災対策

消防部 産業建設部

1 予防計画

林野火災が発生すると地形、水利等から消火活動は困難を極め、大規模な火災となるおそれがある。また、林野火災の発生原因の大半が人為的なものであることから、防災意識の高揚や啓発を図るなど、災害に強い地域づくりを推進する。

(1) 林野火災に強い地域づくり

- ア 防火林道、防火森林の整備に努める。
- イ 林産物の採取、森林レクリエーション等の森林利用者、森林所有者、林業労働者等を重点に林野火災予防思想の普及、啓蒙を図る。
- ウ 森林所有者、地域の林業関係団体等による自主的な森林保全活動を推進する。

(2) 体制の強化

- ア 森林レクリエーション施設等の設置者及び管理者は、休憩所の吸殻入れや炊飯場所等における消火用具等の設置に努める。
- イ 異常乾燥、強風等の気象条件に留意し、火入れの規制を適正に行う。
- ウ 林業関係者、消防機関等は、林野火災予防のために密接な連携を図る。

2 応急対策計画

(1) 消火活動

消防本部は、林野火災の消火活動にあたっては、部隊の出動区域、順路、応急防火線の設定等、現地の状況及びその変化に応じた措置をとる。

なお、災害対策本部を設置しない場合で、避難所の開設等の対策を講じる必要がある場合、関係各部は、第1編第7節「災害対策本部の組織」に定める事務分掌に従って活動する。

(2) 広域応援要請、空中消火活動要請

林野火災の拡大に伴い、自らの消防力のみでは対処できないときは、県内の他の消防機関、県消防防災ヘリコプター、緊急消防援助隊、広域航空消防応援又は自衛隊の災害派遣を要請する（第2編第2章第6節「消防活動」参照）。

(3) 二次災害の防止

林野火災により荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して二次災害の防止に努める。

3 復旧対策計画

第2編第3章「災害復旧対策計画」参照

第3節 海上災害対策

消防部 産業建設部

1 予防計画

船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生又は発生するおそれがある場合及び船舶からの油等の大量流出による著しい海洋汚染等が発生した場合などは、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、各種対策を講じる。

(1) 体制の確立

市は、関係機関と連携を図り、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

- ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- ウ 職員の非常参集体制等、応急活動体制の確立を図る。
- エ 海難発生時における応急活動等に関しあらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- オ 海難発生時の救急・救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努める。
- カ 実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について強化を図る。
- キ 船長及び漁業協同組合は、周辺海域の気象状況を常に把握し、荒天に対処する海上保安部からの指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講じる。

(2) 流出油等災害予防対策

- ア 市は、海上保安部から漂流油等の通報を受け、又は自ら発見したときは、拡散防止及び漁業被害予防のため警戒体制に入るとともに、必要に応じ、対策本部を設置する。
- イ 漂流油等が港内等へ流入し、漂流、漂着した場合には、時間の経過や気温の上昇により汚染範囲が拡大し、作業が困難となるため、直ちに拡散防止に努めるとともに防除作業を行う。

防除作業の基準は、次の要領で実施する。

- A 定置網、養殖施設等に付着した油の防除、清掃等は、原則として当該経営者が行う。
- B 少量の漂流油等の防除は、関係者が自主的に行う。
- C 油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消化剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について、関係機関と情報を共有する。
- D 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設等の改修、岸壁水深の維持に努める。

- E 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
- F 関係者だけで防除、清掃が困難と認められる場合には市で実施する。市単独では早期防除が困難と認められる場合には、県等に対して応援要請を行う。また、報道機関に対して情報提供を行い、市民等周知に努める。

2 応急対策計画

「富山県沿岸排出油防除協議会」に基づく関係機関相互の緊密な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた人命救助、消火活動等的確な対策を講じる。なお、本節に記述のない事項は、第2編第2章「災害応急対策計画」に準じて行う。

(1) 事故対策本部の設置

ア 市長は、海上災害船舶からの流出油が本市海岸に漂着するおそれが生じ、被害の発生が予想されるときなど、必要に応じ事故対策本部を設置する。組織、事務分掌は、災害対策本部の例による。

イ 市長は、事故の規模が大きく、総合的かつ迅速な応急対策のため必要と認める場合、直ちに災害対策本部を設置し、応急対策にあたる。なお、災害対策本部が設置された場合には、事故対策本部は災害対策本部に包括される。

(2) 人命の救助及び負傷者の搬送

消防本部は、海上保安部等が行う人命救助に協力するとともに、負傷者の搬送にあたる。

(3) 消火及び延焼の防止

消防本部は、海上災害が発生したとき、船舶又は流出油火災の発生に対処するため、必要に応じて消防艇、消防ポンプ自動車等を出動させるものとし、火災が発生した場合は、消火活動を実施する。陸上の施設に延焼するおそれがある場合は延焼防止の措置を講じる。

(4) 沿岸住民等への周知

市は、沿岸住民及び施設に災害が波及し、又は波及することが予想される場合、防災関係機関と連携のうえ、広報車、同報無線等により周知する。

3 復旧対策計画

第2編第3章「災害復旧対策計画」参照

第4節 航空災害対策

消防部 関係各部

1 予防計画

航空機の墜落炎上等大規模な事故が発生したときに備え、的確な対応が行えるよう、各防災関係機関との連携を図り、情報収集・伝達体制及び防災体制の整備を図る。

2 応急対策計画

市は、市域において大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、第1次の防災機関として、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、各防災関係機関及び住民の協力を得て、その有する全機能を發揮して応急対策を実施する。なお、本節に記述のない事項は、第2編第2章「災害応急対策計画」に準じて行う。

(1) 事故対策本部の設置等

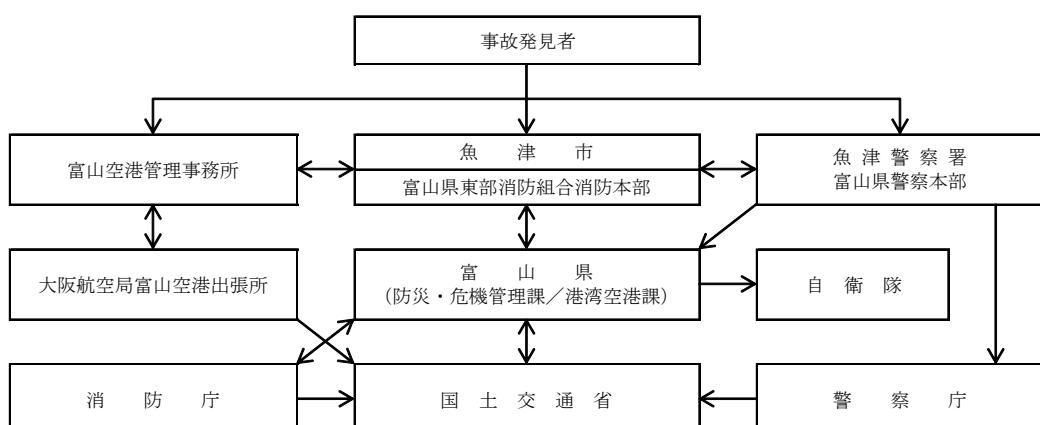
ア 市長は、収集された情報により必要と認めるときは、事故対策本部を設置する。組織、事務分掌は、災害対策本部の例による。

イ 市長は、事故の規模が大きく、総合的かつ迅速な応急対策のため必要と認める場合、直ちに災害対策本部を設置し、応急対策にあたる。なお、災害対策本部が設置された場合には、事故対策本部は災害対策本部に包括される。

(2) 現地合同対策本部等の設置

各防災関係機関の応急対策を円滑に推進するため、必要に応じ、応急対策全般に係わる連絡調整及び合同指揮を行う現地合同対策本部等を、市、県、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、警察、消防、自衛隊、その他防災関係機関で協議のうえ設置する。市域における事故の場合は、災害現場又は災害現場付近の公共施設とする。

※被害情報の収集・伝達系統（市域における航空事故の場合）



3 復旧対策計画

第2編第3章「災害復旧対策計画」参照

第5節 危険物等災害対策

消防部 関係各部

1 予防計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい・流出、火災、爆発等により、死傷者が発生するなどの災害（以下「危険物等災害」という。）を未然に防ぐため、危険物等関係施設の管理者は当該施設の安全性の確保及び自主保安活動を促進する。市は、災害情報の収集・伝達体制の整備、災害応急活動体制の整備、防災知識の普及・啓発に係る基本的な対策を推進する。

(1) 危険物等関係施設の安全性の確保及び自主保安活動の促進

危険物等施設の管理者は、災害による危険物等災害の未然防止、被害拡大防止のため、施設の安全性の向上を図るとともに、自主的な保安活動を促進するなどの防災体制を整える。

(2) 災害情報の収集・伝達体制の整備

危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。このため、市及び関係機関は迅速かつ的確な災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図るとともに、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりに努める。

(3) 活動体制の整備

危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに効果的な応急対策を実施できるよう、市及び防災関係機関は防災体制を整備するとともに、県等の関係機関との相互連絡体制を確立する。

(4) 防災資機材の整備

危険物等災害に備えて化学消火薬剤を備蓄するとともに、必要な防災資機材の整備を図る。

(5) 防災知識の普及・啓発

危険物等災害の危険を軽減するため、防災訓練やパンフレットなどにより防災知識の普及・啓発に努める。

2 応急対策計画

危険物等災害が発生した場合、被害が広範囲にわたるおそれがあるため、県をはじめとする関係各機関と連携し、応急対策を実施する。なお、本節に記述のない事項は、第2編第2章「災害応急対策計画」に準じて行う。

(1) 災害情報の収集・伝達

危険物災害への対応を効果的に実施するため、相互に密接な連携のもとに危険物の種類、性状、量、拡散状況等についてできるだけ正確かつ詳細な情報の入手に努めるとともに、関係機関との情報の共有化を図る。

(2) 活動体制の確立

市長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

(3) 危険物等の漏えい・拡大防止活動

災害が発生した場合、危険物の火災、漏えいなどが考えられる。その場合、従業員はもとより地域住民に対しても大きな影響を与えるおそれがある。これらの施設については、関係法令に基づき予防規程が定められ防災体制が強化されるが、災害時における被害を最小限に抑えるため、関係機関相互の緊密な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた的確な応急対策を講じる必要がある。

ア 危険物等施設の管理者は、予防規程等に基づき火災、流出等の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合には、直ちに危険物の取扱い作業を中止し、初期消火活動、危険物流出防止の対策を講じるとともに、速やかに消防に通報し、二次災害防止のための施設の点検、応急処置を行う。

イ 危険物等施設の管理者は、状況に応じて消防機関など関係機関と密接な連携を図り、危険物の回収、拡散防止、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大を防止する。

ウ 市長、消防及び警察は、被害拡大のおそれがあると認めるときは、火災警戒区域を設定して、火気の使用禁止及び区域内への立入禁止（制限）を行うとともに、交通規制及び広報活動を行う。

(4) 救助・救急、医療救護及び消火活動

危険物等災害が発生した場合の救助・救急、医療救護及び消火活動にあたっては、当該危険物等施設の管理者と連携して行う。

3 復旧対策計画

第2編第3章「災害復旧対策計画」参照

原子力災害対策について（暫定）

1 放射性物質又は放射線の放出形態

本市は、志賀原子力発電所から約65km離れていることから、原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会、以下「指針」という。）において、原子力災害対策重点区域に位置付ける「緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）」に含まれない。

しかしながら、指針では、U P Zの目安である原子力施設から概ね30kmの範囲外であっても、放射性物質の吸引等を避けるために、屋内退避などの防護措置が必要となる場合があることを想定して、「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（P P A）」の導入が検討されることとなっている。

P P Aの具体的な範囲のほか、緊急時のモニタリング体制、放射線量などによる避難の判断基準、安定ヨウ素剤の服用基準などの緊急被ばく医療の在り方、住民への情報提供・周知体制など、防護措置に必要な多くの具体的な事項が、今後、継続的に改定が進められていく指針の中で示される予定である。

本市は、U P Zの範囲外であることから、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく地域防災計画を策定する義務はないものの、万が一、原子力発電所で事故が発生した場合の市民の安心・安全の確保のため、指針を踏まえた富山県地域防災計画に基づき、必要な改訂を行っていくこととする。

最寄りの原子力事業所

事業者名	北陸電力株式会社	
発電所名	志賀原子力発電所	
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住1	
号機	1号機	2号機
電気出力	54万kw	135万8千kw
原子炉型式	沸騰水型軽水炉（BWR）	改良型沸騰水型軽水炉（ABWR）
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン	低濃縮二酸化ウラン
運転開始	平成5年7月30日	平成18年3月15日



○原子力災害対策指針（抜粋）

平成24年10月31日原子力規制委員会

1 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。更に、土壤や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

2 原子力災害の特殊性

原子力災害では、放射性物質又は放射線の放出という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、以下のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

- 原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。
- 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じることができないこと。
- 平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要なこと。
- 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるので、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用した対応のほうが効率的かつ実効的である。したがって、原子力災害対策は、上記の特殊性を考慮しつつ、一般災害と全く独立した防災対策を講じるのではなく、一般的な防災対策と連携して対応していく必要がある。

3 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方について

① 緊急事態の段階

緊急事態においては、緊急事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要である。すなわち、緊急事態を、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階に区分し、各区分の対応の詳細について検討しておくことが有効である。準備段階では、原子力事業者、国、地方公共団体等が行動を計画し、維持し、改善するよう、検討等を行う必要がある。初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに確率的影響を最小限に抑えるため、迅速な対応を行う必要がある。中期対応段階では、放射性物質又は放射線の影響を適切に管理することが求められ、環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期防護措置の検討を行う必要がある。さらに、復旧段階では、被災した地域の長期的な復旧策を開始するための計画を策定し、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う必要がある。

② 緊急事態初期における防護措置の考え方

上記①の緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このように防護措置を講じるためには、以下のように、緊急事態の区分を決定するとともに、観測可能な指標に基づき迅速な意思決定ができる体制を構築する必要がある。

(i) 緊急時活動レベル（E A L）

初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準は、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価する緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「E A L」という。）として設定する。E A Lの具体的な内容については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

(ii) 運用上の介入レベル（O I L）

環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準は、放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベル（Operation Intervention Level。以下「O I L」という。）として設定する。O I Lの具体的な水準については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

4 原子力災害対策重点区域

① 原子力災害対策重点区域の設定

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に

対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。

② 原子力災害対策重点区域の範囲

原子力災害対策重点区域の設定に当たっては、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離をその目安として用いることとする。

（i） 実用発電用原子炉に係る原子炉施設の場合

実用発電用原子炉に係る原子炉施設の原子力災害対策重点区域は、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定める。

（イ） 予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）

P A Zとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、先述のE A Lに基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。P A Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、P A Zの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。

なお、この目安については、地方公共団体の行政区画、地形条件、気象条件、主として参考する事故の規模等について検討した上で、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう継続的に改善していく必要がある。

（ロ） 緊急時防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective action Zone）

U P Zとは、確率的影響を最小限に抑えるため、先述のE A L、O I Lに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。U P Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、U P Zの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。

なお、この目安については、地方公共団体の行政区画、地形条件、気象条件、主として参考すべき事故の規模について検討した上で、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう継続的に改善していく必要がある。

(ハ) プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：Plume Protection Planning Area）の検討

UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。プルーム通過時の防護措置としては、主に放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避が挙げられるが、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。PPAの具体的な範囲については、今後、原子力規制委員会では、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、本指針に記載する。

